

令和6年12月25日開催

新庄市農業委員会第19回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年12月）議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日（水）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（19名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	6番	森	良一
7番	下山	秀一	8番	奥山	久
9番	中鉢	浩	10番	五十嵐	成生
11番	田宮	成彦	12番	齋藤	謙二
13番	星川	吉和	14番	伊藤	和彦
15番	三原	幸一	16番	星川	秀男
17番	星川	豊	18番	佐藤	喜代志
19番	高山	光弥			

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 58 号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 59 号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 60 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 5 | 議案第 61 号 農用地利用集積計画【一括方式】について |
| 日程第 6 | 議案第 62 号 山形県国土利用計画(第5次)・土地利用基本計画(計画図)の変更について(案) |
| 日程第 7 | 報告第 47 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 48 号 2アール未満農地転用届出について |
| 日程第 9 | 報告第 49 号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第10 | 報告第 50 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	大江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	八 鍬 貴 征	主 任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第19回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第19回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番早坂浩樹委員と6番森良一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区7件、稲舟地区4件、萩野地区6件、八向地区2件、計19件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、12月21日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、12月20日に貸人に12月21日に借人に調査確認しました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、12月20日に調査確認しました。対価についても双方合

意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区4番につきまして、12月19日に調査確認しました。単価が低いですが双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区5番につきまして、12月19日に調査確認しました。新庄4番と同じで単価が安いですが双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区6番につきまして、12月20日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区7番につきまして、12月20日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、12月20日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価も双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、12月19日に調査確認しました。不整形な土地ということもあり単価が低いですが、双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして、12月19日に調査確認しました。借人の農地の隣であり、対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区4番につきまして、12月16日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価も双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、12月21日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区2番につきまして、12月21日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○ 1 2 番

萩野地区 3 番につきまして、1 2 月 2 1 日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区 4 番について調査報告をお願いします。

○ 1 2 番

萩野地区 4 番につきまして、1 2 月 2 1 日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区 5 番について調査報告をお願いします。

○ 1 3 番

萩野地区 5 番につきまして、1 2 月 1 8 日に調査確認しました。議案書のとおりであり、対価についても双方合意しています。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区 6 番について調査報告をお願いします。

○ 4 番

萩野地区 6 番につきまして、1 2 月 1 8 日に調査確認しました。渡人と受人は親類関係にあり以前から農地を借りて耕作をしていましたが、今回売買の話がまとまりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区 1 番について調査報告をお願いします。

○ 1 1 番

八向地区 1 番につきまして、1 2 月 2 0 日に調査確認しました。渡人が前耕作者との賃借の契約を解約し、受人と売買することで話がまとまりました。単価は低いですが双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区 2 番について調査報告をお願いします。

○ 1 1 番

八向地区2番につきまして、12月20日に調査確認しました。貸人が高齢により農業を続けるのが困難となったため、近くの農地を耕作している借人に話したところ、今回賃借で話がまとまりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第58号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区2件、八向地区1件、計4件ございます。

(議案書を基に内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区1番につきまして、12月20日に調査確認しました。渡人の祖父が農業をしなくなってから十数年経っており、業者に草刈り等を依頼して土地を管理しています。近

隣は住宅地であり、今回アパート建設の話があったため申請に至りました。問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番につきまして、12月20日に調査確認しました。空き家となった宅地に隣接する農地を含めて、資材置き場として使用するための申請です。住宅地であり近隣に農地は無いため問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区2番につきまして、12月20日に調査確認しました。空き家となっている宅地に隣接する農地を含め、アパート建設のための申請ということです。宅地の両脇に農地がありますが、問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、12月19日に調査確認しました。渡人と受人は親戚関係です。受人は市外在住でしたが7月の大雨にで被害に遭い、渡人の家の隣の農地の所有権を取得するそうです。問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第59号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第60号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、12番齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

（ 齋藤謙二委員 退席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第60号農用地利用集積計画について、賃借権の設定（再設定）につきまして新庄地区5件、稲舟地区6件、萩野地区16件、八向地区1件、計28件ございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権の再設定28件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第60号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（ 齋藤謙二委員 入場・着席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第5、議案第61号農用地利用集積計画【一括方式】についてを上程します。

ここで、15番三原幸一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

（ 三原幸一委員 退席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第61号農用地利用集積計画【一括方式】について、賃貸借権設定につきまして新庄地区3件、萩野地区10件、計13件ございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃貸借権設定13件につきまして質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第61号農用地利用集積計画【一括方式】については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号農用地利用集積計画【一括方式】について

は、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（ 三原幸一委員 入場・着席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、議案第62号山形県国土利用計画（第5次）・土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）を上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第62号山形県国土利用計画（第5次）・土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）意見照会がありました。

（議案書を基に内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に関連して質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第62号山形県国土利用計画（第5次）・土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）は意見の内容を相当とすることにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号山形県国土利用計画（第5次）・土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）で回答する意見内容は相当とすることに決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区3件、萩野地区2件、八向地区1件、計9件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第48号2アール未満農地転用届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第48号2アール未満農地転用届出について、八向地区1件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第48号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第48号2アール未満農地転用届出については、原

案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第 9、報告第 49 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第 49 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、新庄地区 10 件、稲舟地区 2 件、萩野地区 8 件、八向地区 5 件、計 25 件ございます。いずれの案件も届け出に基づき受領・確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第 49 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第 49 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第 10、報告第 50 号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第 50 号地目変更登記に係る法務局からの照会について、稲舟地区 1 件、萩野地区 1 件、八向地区 1 件、計 3 件ございます。議案書のとおりですのでよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第 50 号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第 50 号地目変更登記に係る法務局からの照会につ

いては、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年12月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員